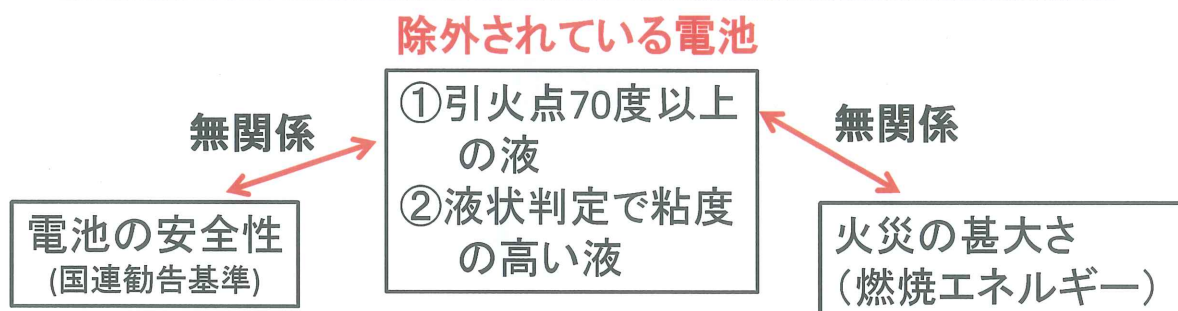


## 48号通達が除外されている例



**引火性が基軸とされている。**

25

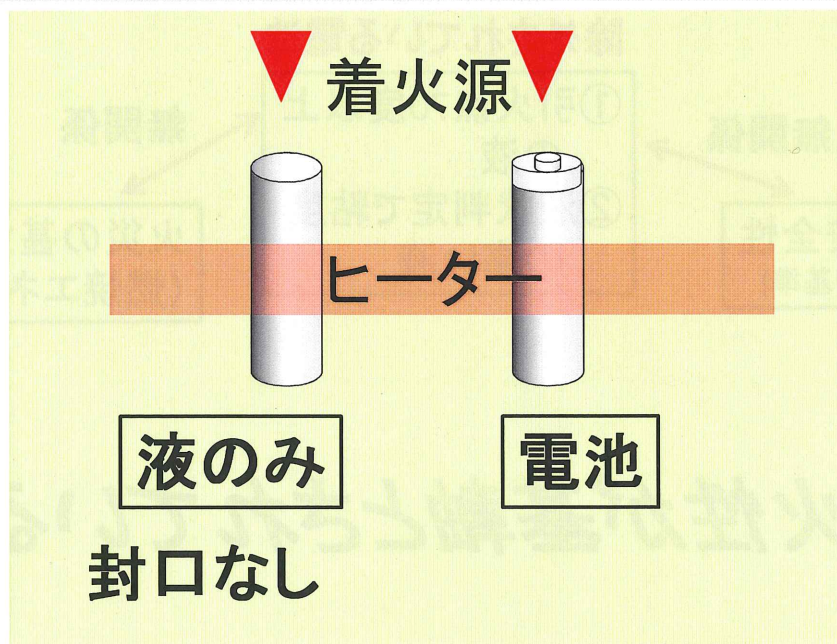
## 第4類石油類の火災危険性とは

**結論： 封口前後の引火性の比較で評価すべきである。**

第4類石油類の火災危険性は従来より引火点を基準に判断されている。貯蔵エネルギーの放出を混在させた議論は、失当。

26

## 電池工業会が提案する封口前後の 引火性の比較実験例



27

## 論点2 リチウムイオン電池の扱い

リチウムイオン電池を、第4類第2石油類の  
分類で規制された根拠を教えてください。

28

## 液が染み込んだ紙との比較

リチウムイオン電池は、第4類第2石油類が染み込んだ紙（電池の場合セパレータ）がさらに封口されており、第4類アルコール類が染み込んだ紙よりも遥かに引火しにくいと考えられます。

引火の  
容易さ： 液が染み  
込んだ紙 > それが封口  
(電池)

(危険物判定関係)

問3 除菌用ウエットティッシュなどの第4類アルコール類が染み込んだ紙であって通常の状態(常温、常圧)において第4類アルコール類が紙からにじみ出ない場合、当該第4類アルコール類が染み込んだ紙は非危険物として取り扱って差し支えないか。  
答 お見込みのとおり

29

## 論点3 外国の法規について

外国の法令について：

リチウムイオン電池内の電解液を積算した総量を基準とする過重規定を課している記載はあるのでしょうか？

30